誓　　約　　書

　　私は、「国立大学法人佐賀大学構内における食品移動販売に関する事業者の公募」における応募資格及び応募要件のうち以下に揚げる

（１）役員等（事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者、及び事業者が個人である場合にはその者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（２）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

（３）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたことがないこと。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（６）事業者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が （１）から（５）までのいずれかに該当していないことを知りながら、当該者と契約を締結したと認められないこと。

（７）事業者が、（１）から（５）までのいずれかに該当していない者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除く。）に、本学が事業者に対して当該契約の解除を求めた場合、これに従えること。

（８）国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第３条に該当する以下の者でないこと。

　　①被保佐人、被補助人及び未成年者（婚姻又は営業の許可を受けている者を除く。）で必要な同意を得ている場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（９）国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第４条に該当する以下の者でないこと。

　　①契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（10）学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（11）銀行取引停止処分を受けていない者であること。

（12）懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者でないこと。

（13）禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑者をもって勾留又は起訴され、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者でないこと。

（14）申し込み業種について、申込日から過去１年以内に行政処分を受けた者でないこと。

（15）集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者でないこと。

（16）市民税等の税金を滞納している者でないこと。

（17）公的機関の定める営業許可証を受けた者であること。

（18) 食品衛生責任者等の資格を有する者であること。

（19）ＰＬ保険等賠償保険に加入している者であること。

（20）保健所が定める、適切な衛生管理ができる者であること。

（21）出店箇所周辺のゴミの回収及び販売食品にかかる適切なゴミ処理ができる者であること。

（22）移動販売にかかるスケジュール、及び区画に同意できる者であること。

（23）電子媒体（HP、SNS等）を利用し営業内容（出店スケジュール、メニュー等）について、情報提供できる者であること。

（24）出店料として売上金の５％を各月毎にまとめ本学の発行する請求書発行日の属する月の末日までに納付すること。

（25）その他、企画提案書の記載内容に虚偽がないこと。

のいずれにも、内容に一切の虚偽がないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

国立大学法人佐賀大学長　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　㊞